別表五(一)付表
「種類資本金額の計算に関する明細書」

記載要領
はこちら

この別表は、2以上の種類の株式又は出資を発行している法人が令第8条第3項《資本金等の額》に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

「株式の種類」
法人が発行している株式又は出資の種類を記載します。

「期首現在種類資本金額①」
前期分のこの別表の「差引翌期首現在種類資本金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしている金額)を移記します。

「当期の増減」
別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」の「当期の増減」の記載の仕方に準じて記載します。
種類資本金額が増加又は減少をする事由が生じた場合に記載します。

